

令和6年度 砺波広域圏事務組合の概況



砺波広域圏事務組合

富山県 砺波市／南砺市

目 次

I 圏域の概要

1 圏域の位置	1
2 構成市	2
2 気象	2
3 人口	2
5 交通	2
6 構成市の概要	3

II 組合の概要

1 概要	4
2 沿革	5
3 組織機構図	8
4 組合予算及び決算	
(1) 一般会計予算及び決算	9
(2) 水道事業会計予算及び決算	10
5 組合事業	
(1) 砺波医療圏急患センター	11
(2) 環境衛生施設	12
(3) 有線テレビジョン放送施設	14
(4) 水道事業所	15
6 組合規約	16

I 圏域の概要

1 圏域の位置

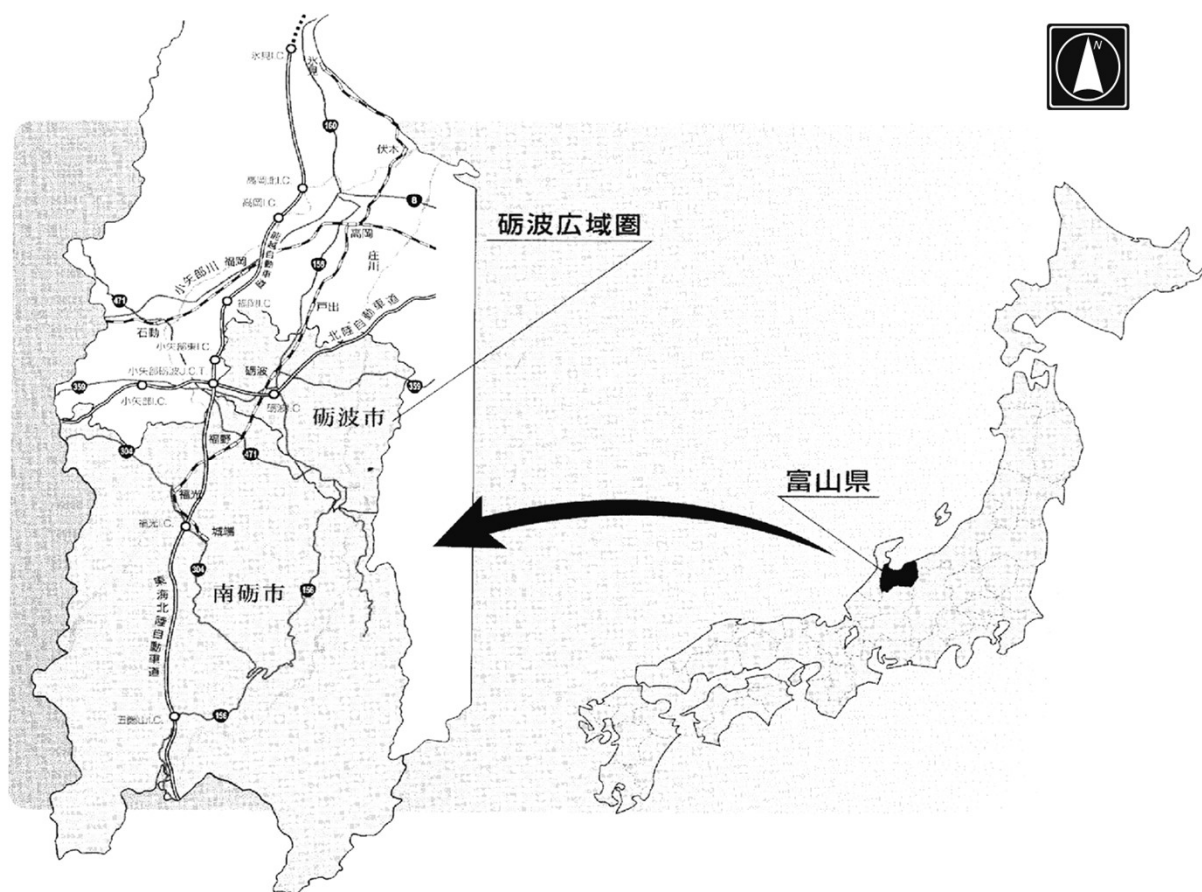
本広域圏は富山県の西部に位置し、東は富山地区広域圏に、北は高岡地区広域圏及び射水市に接し、西及び南は石川県、岐阜県との県境となっています。

南部は岐阜県境に接して1,500m級の山並みを配しています。庄川・小矢部川の源になっており、北部は丘陵地、台地、平地に大別されます。

圏域に点在する各居住中心地の標高は山間部では250m～550mに位置し、平野部では50m～150mとなっています。山間部は国立公園などに指定された優れた自然環境を残しており、庄川・小矢部川に沿っての平野部は水田地帯で全国的に有名な「散居村」を形成しています。

圏域の面積は795.67km²で富山県の面積（4,247.61km²）の18.7%を占め、その70%は林野地です。

砺波広域圏の位置



2 構成市

本広域圏は砺波市、南砺市の2市で構成されています。

3 気象

春から秋にかけて比較的温暖な気候ですが、冬季は山間部、平野部とも降雪があります。特に山間部には多くの積雪があります。

4 人口

国勢調査による本圏域の人口は、組織化まもない昭和45年には11万人を超えていたものの、その後人口は減少し、令和元年度末においては10万人を割り込んでいます。

また、年齢階層別人口の推移では、14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が国勢調査毎に減少傾向を示しているのに対し、65歳以上の高齢人口は増加し続け、高齢化が相当速いペースで進行しています。

(令和6年3月31日現在)

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)			世帯数 (戸)
		計	男	女	
砺波市	127.03	46,861	22,839	24,022	17,699
南砺市	668.64	46,585	22,424	24,161	17,481
合 計	795.67	93,446	45,263	48,183	35,180

5 交通

本圏域内は、JR城端線が南北に走り、平成27年3月14日に開業した北陸新幹線やあいの風とやま鉄道、JR氷見線と連結しています。

高速交通網については、圏域を東西横断する北陸自動車道と南北縦断する東海北陸自動車道があり、平成27年3月1日に、北陸自動車道に高岡砺波、東海北陸自動車道に南砺スマートインターチェンジが新たに供用開始となりました。

国道は156号、304号、359号、471号の4路線を軸とし、これに主要地方道を配して、本圏域の幹線交通網を形成しています。

6 構成市の概要

○砺波市

平成16年11月、旧砺波市と旧庄川町の合併により新砺波市が誕生し、～庄川と散居が織りなす花と緑のまち～もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”を将来像、砺波市民憲章をまちづくりの基本理念と定め、清流「庄川」と豊かな「里山」、そして「散居」に育まれた「花と緑のまち」を将来に継承するとともに、全ての市民が住みよさや幸せを実感し、いつまでも暮らし続けたい「選ばれるまち砺波」を理想の姿としています。

砺波市は、富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2kmで、面積は127.03km²です。北は高岡市、南は南砺市、東は富山市や射水市、西は小矢部市に接しており、「庄川」によって形成された勾配の緩やかな扇状地と、牛嶽から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っています。

市域の東側には、飛騨山地に源を発する清流「庄川」が南北に貫流し、谷内川、和田川の支流をあわせて高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいます。

毎年春に開催される「となみチューリップフェア」には30万人もの観光客が訪れます。また、庄川温泉郷や水記念公園には年間約20万人の観光客が訪れ、春から夏にかけての「庄川観光祭」、「水まつり」や秋の「ゆずまつり」などさまざまなイベントが繰り広げられています。

○南砺市

平成16年11月、8つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併し、『南砺市』が誕生し、『誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ』を将来像に、ここに暮らす人が多様な価値観を互いに認め合い、それぞれが幸せを感じ、「生まれてきてよかった」「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちであり、同時に市外の人に「ともに育ちたい」「住みたい」「つながりたい」場所として選ばれるまちを目指しています。

南砺市は、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は医王山を介して石川県金沢市、南部は1,000～1,800m級の山岳を経て岐阜県飛騨市、白川村と隣接しています。

面積は668.64km²（東西約26km、南北約39km）で、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発して庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど、豊かな自然に恵まれています。

ユネスコの「世界遺産」に登録された「合掌造り集落・平、上平」、家並みが美しい「越中の小京都・城端」、版画家棟方志功の記念館「愛染苑・福光」、古い町並みのそこかしこから木槌の音が響く「信仰と木彫りの里・井波」には、年間を通じて、多くの人々が訪れています。

春には、椿による情報発信を行う「南砺いのくち椿まつり」が開催され、秋には、踊りの輪が広がる「むぎや祭」、「こきりこ祭り」が開催されるほか、愛好家の力作が揃う「南砺菊まつり」、冬には、世界遺産ライトアップや巨大雪像と伝統の味「南砺利賀そば祭り」、多彩なコースが自慢のスキー場など、雪を活かしたイベントやレジャーが楽しめます。

Ⅱ 組合の概要

1 概要

(1) 設 立 根 拠 : 地方自治法第284条第1項の規定に基づく一部事務組合

(2) 設 立 : 昭和45年7月16日

(3) 構 成 市 町 村 : 平成16年11月1日市町村合併後 --- 2市(砺波市・南砺市)
平成16年11月1日市町村合併前 --- 1市5町4村(砺波市・城端町・
平村・上平村・利賀村・庄川町・井波町・井口村・福野町・福光町)

(4) 事 務 所 : 富山県砺波市庄川町青島401番地 砺波市役所 庄川支所内

(5) 共同処理事務

- ① 圏域内の振興整備に資するため行われる広域的な観光事業、広域的な国際化推進事業、
広域的な産業振興事業、広域的な情報化事業及び広域的な生活環境整備事業に関する事務
- ② 共通事務の連絡調整に関する事務
- ③ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- ④ 救急医療施設の設置、管理及び運営に関する事務
- ⑤ ケーブルテレビ施設の設置、管理及び運営に関する事務
- ⑥ 水道用水供給事業及び水道事業(構成市が自ら行うものを除く。)に関する事務

(6) 議 会

- ① 議 員 定 数 : 市町村合併後 --- 議員定数: 12人(市町村合併前 --- 議員定数: 30人)
- ② 選 出 方 法 : 構成市の議会において当該議会議員の中から次の選出区分により選挙

	選挙区	砺波市	南砺市
選挙区分定数	定 数	6 人	6 人
- ③ 任 期 : 構成市の議会の議員の任期
- ④ 定 例 会 : 2月及び8月
- ⑤ 議会運営委員会 : 定数6人(任期: 議員の在任期間)
- ⑥ 常 任 委 員 会 : 総務常任委員会 --- 定数12人
特別委員会 --- 必要がある場合(議会の議決により設置)

(7) 執 行 機 関

- ① 管 理 者 : 構成市長の互選(任期: 当該構成市長の任期)
- ② 副 管 理 者 : 同 上
- ③ 監 査 委 員 : 知識経験を有する者 --- 1人(管理者が議会の同意を得て選任)
(任期: 4年)
議会選出の者 --- 1人(管理者が議会の同意を得て選任)
(任期: 組合議員の議員の任期)
- ④ 会 計 管 理 者 : 1人(管理者が構成市の会計管理者又は組合職員のうちから選任又は任命)

2 沿 革

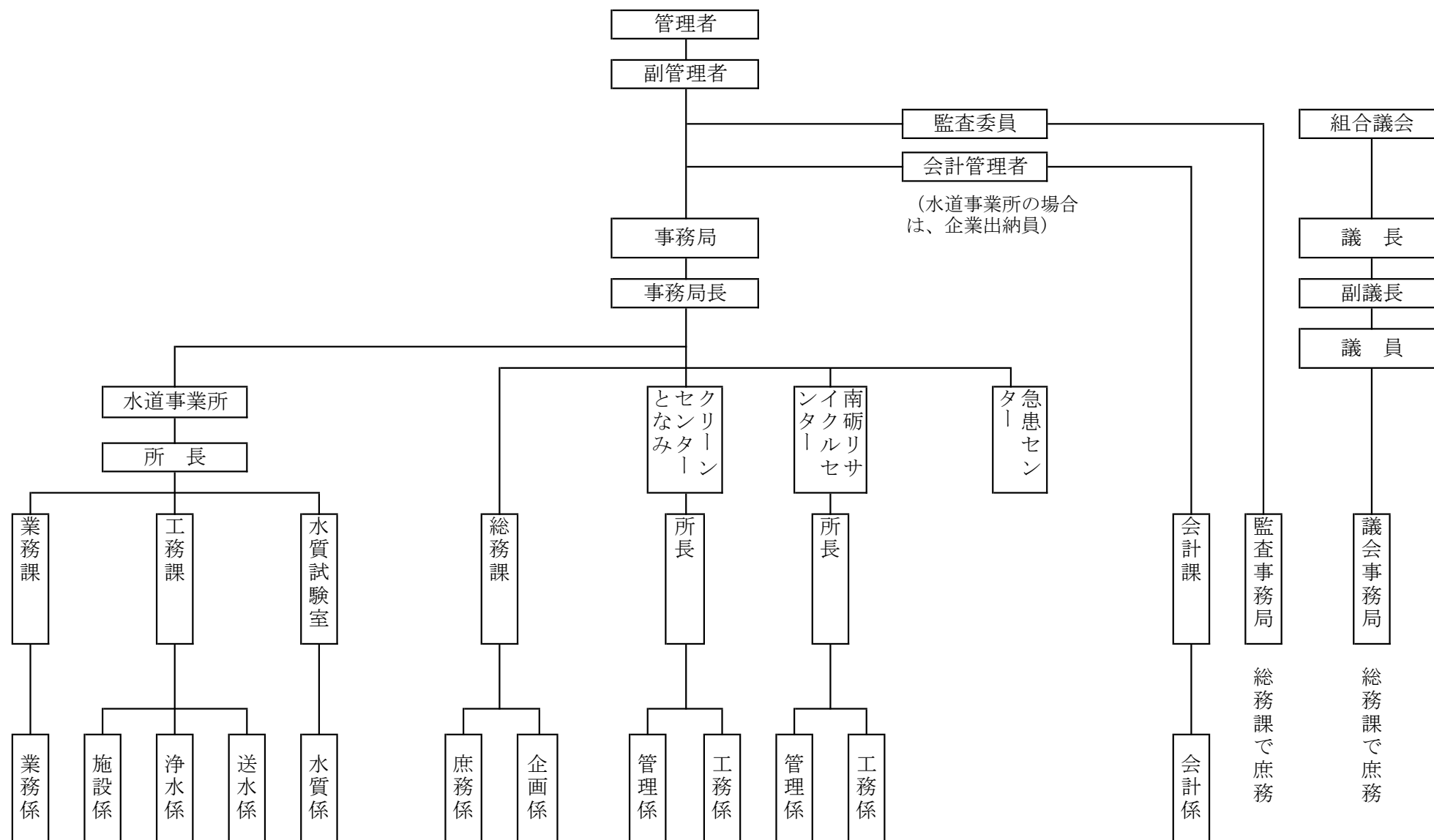
年 月 日	事 項
昭和44年 8 月21日	広域市町村圏指定
昭和44年10月21日	大砺波圏共同開発推進協議会を解散し、砺波地区広域市町村圏協議会設立
昭和44年11月21日	広域市町村圏振興整備計画策定（基本構想・基本計画）着手（翌年 3 月31日完成）
昭和45年 7 月16日	砺波広域圏事務組合に改組して規約制定、一部事務組合の設立認可
昭和45年 8 月11日	砺波地区広域市町村圏協議会解散
昭和48年 4 月 1 日	砺波厚生病院伝染病管理組合及び城端外 1 カ町伝染病隔離病舎組合を解散し、広域圏事務組合に吸収
昭和50年 4 月 1 日	地方自治法の改正に伴い複合的一部事務組合として発足
	砺波圏衛生施設組合を解散し、広域圏事務組合に吸収
	社会福祉法人わらび学園の設立認可を得て、知的障害児通園施設運営の委託
昭和50年 6 月30日	広域市町村圏振興整備構想研究着手（翌年 3 月31日完成）
昭和52年 4 月 1 日	平・上平衛生施設組合を解散し、広域圏事務組合に継承
昭和54年 1 月20日	城端伝染病隔離病舎廃止（建物の老朽化）
昭和54年 5 月30日	新広域市町村圏計画策定圏域の指定
昭和55年 4 月 1 日	教育問題研究委員会発足
昭和57年 4 月 1 日	砺波圏急患センター業務開始（福野町柴田屋）
昭和59年 8 月31日	砺波広域圏大学設置推進委員会設置（教育問題研究委員会解散）
昭和60年 2 月15日	砺波総合病院内に伝染病隔離病舎（10床）の建設
昭和60年 4 月 1 日	砺波広域圏高等教育機関設置基金の設置
昭和60年 9 月 2 日	第 2 期基本計画（昭和61～65年）策定着手（翌年 3 月31日完成）
昭和62年 3 月31日	ごみ処理基本整備計画策定調査報告書作成
平成元年 7 月10日	砺波圏東部清掃センター（現クリーンセンターとなみ）ゴミ焼却施設建設着手（平成 3 年 1 月31日完成）
平成元年 7 月12日	砺波地区広域市町村圏として自治大臣表彰受賞（圏設定20周年記念表彰）
平成元年 8 月31日	ふるさと市町村圏に指定
平成元年10月24日	砺波地区ふるさと市町村圏計画策定（基本構想・基本計画）着手（平成 2 年 8 月31日完成）及び砺波広域圏基金の設置
平成 3 年 2 月28日	テレポートピア構想モデル都市指定
平成 5 年 4 月27日	富山県西部拠点都市地域指定及び基本計画の策定着手（平成 6 年 3 月16日計画の承認）
平成 6 年 2 月25日	南砺リサイクルセンター固形燃料化施設・リサイクルプラザ施設建設工事着手（平成 7 年 3 月15日完成）
平成 7 年 3 月23日	砺波地区広域市町村圏として自治大臣表彰受賞 「個性的で活力ある広域行政圏」
平成 7 年 3 月30日	構成10市町村が平成 6 年度モデル広域消防の指定
平成 7 年 4 月 1 日	南砺リサイクルセンター運転開始
平成 7 年 4 月26日	砺波地区ふるさと市町村圏計画（修正計画）の策定着手（平成 8 年 2 月28日完成）

平成7年9月1日	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理施設建設工事に着手（平成8年10月11日完成）
平成9年6月1日	砺波広域圏常備消防設立準備室の開設
平成10年3月31日	南砺消防組合解散（砺波広域圏事務組合に承継）
平成10年4月1日	広域圏規約変更許可及び常備消防事務の共同処理開始（3本部を1つに再編） 砺波圏急患センター移設（福野町役場庁舎内）
平成10年10月28日	砺波広域圏地域戦略プラン策定着手（平成11年6月10日国土庁の認定）
平成11年3月31日	平・上平清掃センター焼却業務の終了 消防本部総務課広域常備消防準備係の廃止
平成11年4月1日	井波庄川消防署利賀分遣所の開設 砺波伝染病隔離病舎の廃止 砺波広域圏事務組合ホームページの開設
平成11年5月26日	砺波広域圏地域戦略プランの策定完了・提出
平成11年8月13日	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場施設整備事業の着手（平成13年3月30日完成）
平成11年10月1日	福光消防署上平出張所の開設
平成12年3月31日	平・上平清掃センターの廃止 有線テレビジョン放送施設の設置許可
平成12年4月1日	砺波広域圏ケーブルテレビ施設整備事業を推進するため、ケーブルテレビ推進室の設置
平成12年5月27日	クリーンセンターとなみ排ガス高度処理施設及び灰固形化施設整備事業の着手（平成14年7月31日完成）
平成12年5月31日	第4次砺波広域圏計画に策定着手（平成13年2月21日議決）
平成12年6月1日	砺波広域圏ケーブルテレビ施設整備事業着手（平成13年1月26日開局）
平成13年3月31日	環境保全センターの共同処理事務廃止（解体）
平成13年4月1日	砺波広域圏事務組合と砺波広域農業共済事務組合の統合
平成14年4月12日	南砺リサイクルセンター排ガス高度処理施設整備事業の着手（6月30日完成）
平成16年3月31日	平・上平衛生センターの廃止
平成16年6月1日	砺波医療圏小児急患センターの開設
平成16年8月31日	平・上平衛生センター施設の取壊し
平成16年11月1日	健康増進センター及び平・上平斎場の譲渡（南砺市へ） 働く婦人の家の譲渡（砺波市へ） 砺波広域圏事務組合と砺波広域水道企業団の統合
平成16年11月1日	市町村合併に伴い、構成市が2市（砺波市、南砺市）となる
平成17年4月1日	容器包装リサイクル法に基づくゴミの分別開始（クリーンセンターとなみ）
平成18年3月31日	C A T V事業特別会計の廃止
平成18年3月31日	砺波圏急患センター一時休止 病院群輪番制事業廃止・在宅当番医制移譲（広域圏→構成市へ）
平成18年4月1日	「社会福祉法人わらび学園」と指定管理者の協定締結 「となみ衛星通信テレビ(株)」と指定管理者の協定締結
平成19年4月1日	砺波医療圏急患センター開設（小児急患センターに内科併設）
平成21年4月1日	消防組織の再編のため、5消防署（砺波、城端、井波庄川、福野、福光）を2消防署（砺波、南砺）とする。

平成21年 5 月11日	地域情報通信基盤整備推進交付金事業により、CATVの超高速ブロードバンド化（砺波市の一部及び南砺市全域）及びコミュニティチャンネルのハイビジョン化工事着手（11月30日完成）
平成21年10月 1 日	砺波消防署庄東出張所開所
平成22年 3 月24日	CATVエリアの拡大を許可（岐阜県大野郡白川村小白川地区地上デジタル放送難視聴地区解消のため）
平成22年 3 月31日	砺波広域圏地域水道ビジョン策定（広域圏、砺波市、南砺市）
平成23年 3 月31日	砺波広域圏消防本部が広域再編により分離し、砺波地域消防組合（砺波市、南砺市、小矢部市）に引き継がれる。
平成23年12月28日	五箇山地域CATV装置更新工事完了、老朽化した機器の更新を行い、インターネット接続サービス等での安定な高度利用が可能になる。（翌年 3 月19日完成）
平成24年 9 月30日	南砺リサイクルセンター固形燃料の製造を終了 10月より 富山地区広域圏事務組合クリーンセンター及びクリーンセンターとなみに可燃ごみの処理委託を開始（令和 4 年 3 月31日終了）
平成25年 4 月 1 日	事務局内にごみ処理施設建設準備班を設置 医療連携情報システム「となみ野メディカルネット」の運用開始。砺波医療圏の公的病院など医療機関の電子カルテの情報を共有し、患者の負担軽減を図る。
平成25年 9 月 2 日	砺波医療圏急患センター施設改修工事に着手（平成26年 1 月完成）
平成26年 3 月31日	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 県内 4 つの農業共済関係団体が統合し 1 組合体制となることから、砺波広域圏農業共済事業を廃止
平成26年 4 月17日	松島浄水場更新事業設計・施工一括発注工事に着手（平成30年 3 月23日完成）
平成28年 1 月18日	砺波広域圏事務組合規約の一部変更 砺波広域圏基金条項を廃止
平成28年 1 月19日	砺波福祉圏域児童発達支援センター整備基本計画を策定
平成28年12月19日	砺波地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成29年 3 月 3 日	福野調整槽小水力発電所の発電開始
平成30年 8 月30日	平成29年度補正ケーブルテレビネットワーク光化促進事業により、南砺市平野部のF T T H化工事に着手（平成31年 3 月 5 日完成）
平成31年 1 月 9 日	砺波広域圏事務組合規約の一部変更（わらび学園の廃止）
平成31年 2 月19日	クリーンセンターとなみ基幹的設備改良事業に着手（令和 4 年 3 月17日完成）
平成31年 3 月27日	旧わらび学園解体工事完了
平成31年 3 月31日	砺波広域圏新水道ビジョン策定
令和元年 8 月26日	平成31年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業により、南砺市五箇山地域のF T T H化工事に着手（令和 2 年11月24日完成）
令和 2 年 3 月27日	砺波地域循環型社会形成推進地域計画変更
令和 2 年 3 月31日	医療連携情報システム「となみ野メディカルネット」サービス終了
令和 2 年10月 1 日	砺波広域圏事務組合規約の一部変更（所在地変更）
令和 2 年11月26日	令和 2 年度補正無線システム普及支援事業により、砺波市エリアCATVケーブルのF T T H化工事に着手（令和 3 年11月30日完成）
令和 4 年 9 月21日	蔵原一般廃棄物最終処分場の廃止
令和 4 年12月28日	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理施設長寿命化総合計画策定
令和 5 年 2 月15日	南砺リサイクルセンター長寿命化総合計画策定
令和 5 年 3 月20日	水道事業所管路更新基本計画策定
令和 6 年 4 月 1 日	プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品再商品化事業を開始 （仮称）蔵原新最終処分場建設工事に着手

3 組織機構図

令和6年度 組織機構図



4 組合予算及び決算

(1) 一般会計予算及び決算 (単位：千円)

ア 歳入

款	R 6 当初予算	R 5 当初予算	予算比較	R 5 決算
1 分担金及び負担金	898,540	737,077	161,463	684,254
2 使用料及び手数料	145,976	148,736	△ 2,760	174,856
3 国庫支出金	76,380	0	76,380	5,225
4 県支出金	1,700	1,700	0	1,699
5 財産収入	26	63	△ 37	301
6 繰入金	240,275	39,095	201,180	20,838
7 繰越金	125,400	79,400	46,000	317,451
8 諸収入	19,215	25,348	△ 6,133	21,940
9 組合債	699,800	51,900	647,900	39,700
合 計	2,207,312	1,083,319	1,123,993	1,266,264

イ 歳出

款	R 6 当初予算	R 5 当初予算	予算比較	R 5 決算
1 議会費	1,613	1,613	0	1,026
2 総務費	292,758	137,289	155,469	160,019
3 衛生費	1,843,328	936,733	906,595	761,676
4 公債費	68,613	6,684	61,929	6,197
5 予備費	1,000	1,000	0	0
合 計	2,207,312	1,083,319	1,123,993	928,918

ウ R 6 当初予算額の財源内訳

款	特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
1 議会費		0	0	1,613
2 総務費		0	240,425	52,333
3 衛生費	78,080	699,800	171,526	893,922
4 公債費		0	0	68,613
5 予備費		0	0	1,000
合 計	78,080	699,800	411,951	1,017,481
歳 出 合 計	2,207,312			

(2) 水道事業会計予算及び決算 (単位: 千円)

①収益的収支

ア 収入

区 分	R 6 当 初 予 算	R 5 当 初 予 算	予 算 比 較	R 5 決 算
営業収益	529, 993	531, 017	△ 1, 024	489, 159
営業外収益	37, 089	38, 053	△ 964	37, 498
合 計	567, 082	569, 070	△ 1, 988	526, 657

イ 支出

区 分	R 6 当 初 予 算	R 5 当 初 予 算	予 算 比 較	R 5 決 算
営業費用	514, 499	515, 870	△ 1, 371	457, 392
営業外費用	47, 596	51, 890	△ 4, 294	48, 863
予備費	100	100	0	0
合 計	562, 195	567, 860	△ 5, 665	506, 255

②資本的収支

ア 収入

区 分	R 6 当 初 予 算	R 5 当 初 予 算	予 算 比 較	R 5 決 算
企業債	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

イ 支出

区 分	R 6 当 初 予 算	R 5 当 初 予 算	予 算 比 較	R 5 決 算
建設改良費	66, 176	15, 656	50, 520	23, 259
企業債償還金	72, 689	80, 246	△ 7, 557	80, 244
合 計	138, 865	95, 902	42, 963	103, 503

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする。

5 組合事業

(1) 砺波医療圏急患センター

住民が昼夜を問わず、いつでも安心して診療が受けられるような救急医療体制の整備と充実を図るため、昭和57年に砺波圏急患センターを開設した。その後、砺波総合病院に隣接して、平成16年6月に小児急患センターを開設した。平成19年4月からは小児急患センターに内科を併設し、砺波医療圏急患センターとして休日夜間における救急医療に努めている。

また、平成25年度に小児、内科診察・待合室の充実やトイレの改修、感染診察室の新設等を行った。

構 成 市	砺波市、南砺市、小矢部市
所 在 地	砺波市新富町1番61号砺波総合病院隣接
開 設	平成19年4月
建物延床面積	323.50㎡
受 付 時 間	・ 平日（月～金）、土曜日 午後8時から午後10時30分 ・ 日曜日・祝日、年末年始(12/30～1/3) 午前10時から午後4時30分、午後8時から午後10時30分
診 療 科 目	内科、小児科

〈令和5年度の状況〉

・ 月別利用状況（小児科分）

（単位：人）

年/月	夜間人数	昼間人数	計	年/月	夜間人数	昼間人数	計
5年 4月	97	69	166	1 2月	190	195	385
5月	157	126	283	6年 1月	125	174	299
6月	145	80	225	2月	111	159	270
7月	153	89	242	3月	179	148	327
8月	122	72	194	計	1,578	1,438	3,016
9月	102	112	214	診療日数	366日	72日	
10月	97	96	193	人/日	4.3	20.0	
11月	100	118	218	(前年度)	(2.9)	(13.6)	

・ 月別利用状況（内科分）

（単位：人）

年/月	夜間人数	昼間人数	計	年/月	夜間人数	昼間人数	計
5年 4月	61	55	116	1 2月	173	208	381
5月	66	96	162	6年 1月	157	328	485
6月	68	34	102	2月	116	173	289
7月	84	63	147	3月	118	134	252
8月	129	115	244	計	1,243	1,482	2,725
9月	96	119	215	診療日数	366日	72日	
10月	91	67	158	人/日	3.4	20.6	
11月	84	90	174	(前年度)	(1.1)	(5.8)	

(2) 環境衛生施設

① クリーンセンターとなみ

平成3年に焼却施設、平成8年に粗大ごみ処理施設、平成13年に最終処分場をそれぞれ更新し、砺波市と南砺市から排出される可燃ごみや不燃・粗大ごみの処理を行っている。

焼却施設は、経年劣化による処理能力の低下や機器類の老朽化が進行してきたため、平成30年度から令和3年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、処理能力の回復と施設の延命化を図った。その他の施設については、中長期的な修繕計画に基づき、各機器の修繕や更新を行いながら効率的な運用を行っている。

また、令和6年4月からプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品再商品化事業を開始し、資源ごみの再資源化に努めている。

ア 焼却施設

所在地	砺波市太田1873番地1
設備設置	平成3年1月
建物延床面積	2,135㎡
総敷地面積	16,915㎡(粗大ごみ処理施設含む)
処理設備	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、給排水設備、排水処理設備、電気計装設備
処理能力	45t/24h×2基

イ 粗大ごみ処理施設

所在地	砺波市太田1873番地1
設備設置	平成8年9月
建物延床面積	1,807㎡
処理設備	受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、貯留・排出設備、集じん設備、給排水設備、電気計装設備
処理能力	9t/5h

ウ 埋立処分地施設

所在地	砺波市徳万地内
設備設置	平成13年3月
総面積	77,827㎡
埋立面積	10,500㎡
埋立容量	57,000m³
処理設備	平面・斜面しゃ水設備、漏水検知システム

エ 浸出水処理施設

所在地	砺波市徳万地内
設備設置	平成13年3月
建物延床面積	810㎡
処理設備	カルシウム除去、接触ばっき方式、凝集沈殿、活性炭、キレート吸着
処理能力	80m³/日

〈令和5年度の状況〉

・収集量(t)(人)

市名	可燃物	不燃物	資源ごみ	計	計画収集人口
砺波市	7,334	103	402	7,839	47,236
南砺市	3,414	108	201	3,723	21,274
計	10,748	211	603	11,562	68,510

※南砺市は、井波、福野、利賀地域の範囲

・処理量(t)

	可燃物	不燃物	資源ごみ	がれき類	計
4年度	22,922	2,508	789	63	26,282
5年度	22,029	2,379	766	66	25,240

② 南砺リサイクルセンター

平成7年4月に、ごみの固形燃料化施設プラント・リサイクルプラントを備えた資源再生利用や資源化を図る循環型施設として整備した。

その後、固形燃料については、南砺市の公共施設の冷暖房、給湯等の熱エネルギーとして供給を行うなど有効活用を図っていたが、供給先の施設維持管理費の増大とそれに伴う先細りから平成24年9月末で製造を中止した。

平成24年10月から令和4年3月までの可燃ごみについては、富山地区広域圏事務組合及びクリーンセンターとなみにおいて処理を委託した。令和4年4月からはクリーンセンターとなみにおいて焼却処理し、一部については民間処理業者においても処理を委託している。容器包装リサイクル法に基づく、紙製・プラ容器包装の分別収集については、平成24年9月から実施しており、令和6年4月からはプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品再商品化事業を開始した。

所在地 南砺市立野原西966番地
設備設置 平成7年4月
建物延床面積 4,581㎡
総敷地面積 33,449㎡
処理設備 管理リフォームセンター、ごみ積込中継施設、リサイクルプラザ
プラント施設、倉庫、ストックヤード

処理能力 25t/1日・・・ごみ積込中継施設
8t/5h・・・リサイクルプラザ（可燃・不燃物処理）プラント

〈令和5年度の状況〉

・収集量（t）（人）

市名	可燃物	不燃物	資源ごみ	計	計画収集 人口
南砺市	3,844	120	297	4,261	26,139

※南砺市は、福光、城端、井口、平、上平地域の範囲

・処理量（t）

	可燃物	不燃物	資源ごみ	がれき類	計
4年度	6,248	373	376	22	7,019
5年度	6,011	321	349	25	6,706

(3) 有線テレビジョン放送施設

平成11年度電気通信格差是正事業（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業平成12年度繰越明許事業）により、本圏域内の約9,800世帯を対象に光ファイバーケーブルと同軸ケーブルを併用したHFC方式による750MHz帯域の伝送路を整備し、地上波・衛星波のテレビ再送信及びコミュニティ放送を提供し、情報通信サービスの向上に取り組んでいる。

平成18年4月からは、となみ衛星通信テレビ(株)が指定管理者として管理運営を行っている。

平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業（施行者：となみ衛星通信テレビ）により、本広域圏内の超高速ブロードバンド化及びコミュニティチャンネルのハイビジョン化を行い情報通信サービスの向上やCATV加入促進及び地上放送のデジタル化に取り組んでおり、平成22年度にはとなみ衛星通信テレビ単独事業により圏域内の超高速ブロードバンドカバー率が100%となる。

平成23年度南砺市五箇山地域において、高度利用に伴うCATV回線利用帯域の増幅と老朽化に伴う機器更新を行い、安定的なサービス提供に努めている。

平成30年度砺波広域圏事務組合エリア南砺市内（福光地域、福野地域、井波地域、城端地域）において、ケーブルテレビネットワーク光化促進事業を実施し、中山間部での災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8K放送の視聴環境を構築した。

平成31年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業により、南砺市五箇山地域のFTTH化工事に着手し、令和2年11月に完成した。

令和2年11月から砺波広域圏事務組合エリア砺波市内において、ケーブルテレビ光ケーブル整備事業に着手し、令和3年11月に完成した。

令和6年3月末の接続率 69.1%

所 在 地 南砺市八塚568番地2（受信点及びヘッドエンド）

南砺市下梨2240番地（サブヘッドエンド）

開 局 平成13年1月

施 設 等 光ケーブル+同軸ケーブル

1,728km（令和5年度末）

(4) 水道事業所

昭和48年4月に市町村合併前の1市5町1村(砺波市・庄川町・井波町・城端町・福野町・福光町・井口村)で設立した砺波広域水道企業団を前身とし、平成16年11月の合併に伴い、砺波広域圏事務組合に統合し、業務を引き継いだ。

その後、浄水施設の老朽化や耐震構造でなかったことなどから、平成26年度から4か年継続事業で日量最大25,000m³の施設を施工し、平成30年3月に完成した。この新しい浄水施設は、耐震機能とクリプトスポリジウム対策を有し、災害時においても水道用水の供給が可能となった。

所在地 南砺市松島100番地
開設 昭和48年4月
供給開始 昭和51年11月
日最大供給量 49,500m³
供給対象区域 砺波市、南砺市(城端、井波、井口、福野、福光地域)

〈令和5年度の状況〉

・業務量 (単位：m³、%)

事 項	令和5年度	令和4年度	増 減	前年度比
年間基準水量	9,882,000	9,855,000	27,000	100.3
供給水量	9,785,685	9,930,451	△ 144,766	98.5
砺波市	4,558,519	4,556,986	1,533	100.0
南砺市	5,227,166	5,373,465	△ 146,299	97.3
日基準水量	27,000	27,000	0	100.0
砺波市	12,150	12,150	0	100.0
南砺市	14,850	14,850	0	100.0
日平均供給水量	26,737	27,207	△ 470	98.3
日最大供給水量	28,823	34,388	△ 5,565	83.8
日配水能力	49,500	49,500	0	100.0

・供給料金の推移(税抜き) (単位：1m³当たり)

年 度	供給料金
昭和51年～53年	54円
昭和54年～59年	59円
昭和60年～63年	65円
平成元年～3年	70円
平成4年～6年	75円
平成7年～10年	80円
平成11年～12年	75円
平成12年～15年	70円
平成16年～20年	※ 50円
平成21年～	45円

※平成16年10月1日から

○砺波広域圏事務組合規約

平成16年11月 1 日

富山県指令市第5600号

改正 平成19年 3月29日富山県指令市第169号
平成23年 2月 1日富山県指令市第 57号
平成24年 3月14日富山県指令市第108号
平成25年10月22日富山県指令市第802号
平成28年 1月18日富山県指令市第758号
平成31年 1月 9日富山県指令市第527号
令和 2年 7月10日砺広組第33号届出

砺波広域圏事務組合規約（昭和45年富山県指令地第672号）の全部を次のように変更する。

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、砺波広域圏事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、砺波市及び南砺市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（共同処理事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- （1） 圏域内の振興整備に資するため行われる広域的な観光事業、広域的な国際化推進事業、
広域的な産業振興事業、広域的な情報化事業及び広域的な生活環境整備事業に関する事務
- （2） 共通事務の連絡調整に関する事務
- （3） ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- （4） 救急医療施設の設置、管理及び運営に関する事務
- （5） ケーブルテレビ施設の設置、管理及び運営に関する事務
- （6） 水道用水供給事業及び水道事業（構成市が自ら行うものを除く。）に関する事務
（事務所）

第4条 組合の事務所は、富山県砺波市庄川町青島401番地砺波市庄川支所内に置く。

第2章 組合の議会

（定数）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とする。

（議員の選挙の方法）

第6条 組合議員は、構成市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 構成市において選挙すべき組合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 砺波市 6人

(2) 南砺市 6人

(議員の任期等)

第7条 組合議員の任期は、構成市の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の所属する構成市の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該構成市の議会において速やかにその補欠選挙を行わなければならない。

(選挙の結果報告)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、当該構成市の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(委員会)

第10条 組合の議会は、条例で必要な常任委員会及び特別委員会を置くことができる。

第3章 執行機関の組織

(執行機関の組織等)

第11条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を各1人置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長が互選する。

3 会計管理者は、管理者が構成市の会計管理者又は組合職員のうちから選任又は任命する。

(管理者及び副管理者の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該構成市の長の任期による。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

(補助職員)

第14条 組合に事務局長その他の職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は管理者がこれを任命する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、構成市分担金、負担金、国・県支出金、事業収入、使用料、手数料、補助金、地方債及びその他の収入をもって充てる。

(経費の分担)

第16条 構成市の分担金の割合は、次の各号に掲げる経費に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合の事務に要する経費のうち共通的経費は、人口割（直近の国勢調査人口による。）とする。
- (2) 組合の事業に要する経費は、当該事業の応益及び経費負担の応能の程度により、事業ごとに組合の議会の単行議決によって定める。管理運営費及び地方債の償還についてもまた同様とする。

2 前項に規定する分担金の納期は、管理者が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 第11条第2項の規定にかかわらず、構成市の長が選挙され同項に定める互選が行われるまでの間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2により定める構成市の長の職務を行う者の協議により定める者が、管理者の職務を行う。
- 3 組合は、平成16年10月31日をもって解散する砺波広域水道企業団の事務を承継する。

附 則（平成19年富山県指令市第169号）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による変更後の砺波広域圏事務組合同規約第11条の規程は適用せず、この規約による変更前の砺波広域圏事務組合同規約第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年富山県指令市第57号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年富山県指令市第108号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年富山県指令市第802号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に変更前の砺波広域圏事務組合同規約第3条第8号の規定により共同処理している農業共済事業の事務のうち、農作物共済の平成26年産麦及び平成25年度引受の果樹共済に係る事務については、なお従前の例による。

附 則（平成28年富山県指令市第758号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年富山県指令市第527号）

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和2年砺広組第33号届出）

この規約は、令和2年10月1日から施行する。

砺波広域圏事務組合

〒932-0393 富山県砺波市庄川町青島401番地

TEL(0763)82-1920 FAX(0763)82-1927

<http://www.tokouiki.jp>

令和6年9月作成